

1 新旧対照表

項目	新	旧
<p>交付要綱本文</p>	<p>イ 対象経費 令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成</p> <p>○ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1-2のとおり。（介護施設等に限る））</p> <p>附 則</p>	<p>イ 対象経費 令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成</p> <p>○ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1-2のとおり。（介護施設等に限る））</p> <p>附 則</p>

<p>別添 2-2</p>	<p>1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">【別添 2-2】</p> <p>本実施要綱第3条第2項（2）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象（略）</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供</p> <p>② ゾーニング（区域を分ける）の実施</p> <p>③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整</p> <p>④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察</p>	<p>1 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">【別添 2-2】</p> <p>本実施要綱第3条第2項（2）イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象（略）</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供</p> <p>② ゾーニング（区域を分ける）の実施</p> <p>③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整</p> <p>④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察</p>
---------------	--	---

交付要綱本文

- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
  - ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から9月30日まで	令和5年10月1日以降
小規模施設等 (定員29人以下)	同一日に2人以上	同一日に4人以上

- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認
  - ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

(1)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 小規模施設等(定員29人以下)にあつては施設内療養者※が同一日に2人以上、大規模施設等(定員30人以上)にあつては施設内療養者※が同一日に5人以上いること。

大規模施設等 (定員 30 人 以上)	同一日に 5 人以上	同一日に 10 人以上
---------------------------	------------	-------------

※ (略)

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和 5 年 5 月 8 日 から 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日 以降
2 の ① から ⑥ を満たす場合 の補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千 円)
上記に加えて 2 の ⑦ の要件 を満たす場合 の追加補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千 円)

※ (略)

### 3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する (一人あたり最大 15 万円を補助。)

また、2 の ⑦ の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する (一人あたり最大 15 万円を追加補助。)